

村上市地域公共交通活性化協議会について

1. 協議会の概要

村上市では、市内の公共交通の活性化と再生を図るため、公共交通に関わる交通事業者や地域住民、関係行政機関などの利害関係者から構成される「村上市地域公共交通活性化協議会」を平成 22 年 2 月 9 日に設立しました。

この協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条の規定に基づく法定協議会であり、平成 22 年度に「村上市地域公共交通総合連携計画」を、令和 2 年度には「村上市地域公共交通計画」の作成と実施について必要な協議を行ってきました。

また、運行事業として、既存の交通資源であるバス、タクシーを活用し、まちなか循環型のコミュニティバスや、デマンド型乗合タクシーといった地域の实情に即した最適な輸送サービスを実施しています。

2. 協議会の構成

1) 協議会

国、新潟県、村上市、交通事業者、道路管理者、警察署、公共交通の利用者、学識経験者、交通事業者労働組合、市内高等学校 P T A、商工会議所、商工会、観光協会などで協議会を構成しています。協議会委員の任期は 2 年間です。（協議会事務局：村上市自治振興課）

2) 分科会

協議会内に、個別具体の事項について詳細な協議を行う「分科会」を設置し、より具体的な検討や検証を行います。分科会は次の 4 つの分科会となります。

※分科会は必要に応じて開催し、委員は会長が指名します。

分科会	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> • 空白地の公共交通の確保 • 誰もが移動しやすい公共交通の体系化 • 車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> • 公共交通による中心市街地の活性化 • 車から公共交通への利用転換の促進 • 公共通利用補助制度の検討 • 公共交通利用促進 P R 手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> • 既存公共交通資源の有効活用 • 効果的な運行路線の再編 • 交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者、高齢者向けの輸送サービス • N P O 等との連携 等